別図第六号（第36条の２第１項第６号及び第８号関係）

［図略］

［注１・注２　略］

注３　捜索救助用位置指示送信装置においては、「970$X_1X_2Y_1Y_2Y_3Y_4$」の９桁の数字であること（X_1、X_2、Y_1、Y_2、Y_3及びY_4は０から９までの数字とする。以下この注において同じ。）。

衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものにおいては、「974$X_1X_2Y_1Y_2Y_3Y_4$」の９桁の数字であること。

［注４　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別図第六号（第36条の２第１項第８号関係）

［図同左］

［注１・注２　同左］

注３　「970$X_1X_2Y_1Y_2Y_3Y_4$」の９桁の数字であること（X_1、X_2、Y_1、Y_2、Y_3及びY_4は０から９までの数字とする。）。

［注４　同左］

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（衛星非常用位置指示無線標識）	（衛星非常用位置指示無線標識）
第四十五条の二　G一B電波又はG一D電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで、A三X電波一二一・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用する衛星非常用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。	**第四十五条の二**　G一B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波一二一・五MHzを使用する衛星非常用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
一　一般的条件	一　一般的条件
［イ～リ　略］	［イ～リ　同上］
ヌ　人工衛星向けの電波が発射されていること及び人工衛星局から送信される位置の測定のための信号が受信されていることを表示する機能を有すること。	ヌ　人工衛星向けの電波が発射されていることを表示する機能を有すること。
［ル・ヲ　略］	［ル・ヲ　同上］
ワ　暗所で作動し、他の環境下においても確認可能な点滅灯を備えること。	［新設］
カ　人工衛星局から送信される位置の測定のための信号を受信する装置を有し、当該装置により計算した位置に関する情報を送信するものであること。	［新設］
二　送信装置の条件	二　［同上］
［イ　略］	［イ　同上］
ロ　G一D電波を使用する人工衛星向け装置	［新設］

区別	条件
送信周波数安定度	一六六・七ミリ秒間に、十億分の七・四を超えて変動しないこと。